

2025年度 事業計画

I. はじめに

LPガスは、国の基本方針である「エネルギー安全保障の確保」と「国土強靱化」双方の観点から、国益に叶う、我が国にとって「宝のようなエネルギー」である。しかも化石燃料の中で温室効果ガス排出が少なく、約4割の家庭に供給され、備蓄体制も整備されており、可搬かつ貯蔵が容易な分散型エネルギーであり、その調達先ポートフォリオも米国、カナダ、豪州、中東と多様である。「第七次エネルギー基本計画」においても、その重要性が明確に示されたことで、我々の担う使命の大きさを再認識させられた。

しかし、国内需要では、エネルギー自由化によるエネルギー間競争の激化や、人口減少、過疎化に伴う人手不足が進行しており、1996年をピークに減少している。

インフラの方も、日本にLPガスが導入されてから半世紀以上が経過し、その貯蔵、充填、消費の現場において、設置から40年、50年と経過したプラントが多くなってきており、事故防止に向けた取り組みには、課題が山積している。「振興」と「保安」という車の両輪をうまくバランスさせるための取り組みが、サプライチェーンを構成するすべての事業者求められている。今後も高圧ガス設備の保安・保全の担い手として、多様性に富んだJLPAだからこその活動で、「頼られるJLPA」、「魅力あるJLPA」であり続けることを目指し、プラント技術・検査技術の向上に邁進する。

II. 基本方針

LPガス設備関連の安全性を確保するため、プラント技術、検査技術の向上を図り、保安・保全の強化に努める。事故を未然に防ぐ取り組みを一層進めるため、「事例収集」「情報の発信と共有」「講習会・教育」の実施など、地味で愚直な活動を継続する。

1. 協会運営に関する事業計画、事業予算、広報、情報提供による円滑な運営、及び信頼される協会への活動を推進する。
2. 会員各社が保有する技術情報の有効利用により、協会全体の技術力向上を図り、関係事業者、団体、行政から信頼を得る活動を推進する。
3. 高圧ガスプラントの無事故を目指し、保安・保全技術の向上を図り、検査技量の向上を推進する。
4. 協会内において公平性を確保し、非破壊試験資格認証を認証マニュアルに基づき運営する。

III. 委員会活動計画

JLPA基本方針の具体的活動は各委員会にて実施する。実施にあたっては常任委員会で各委員会提案を審議し、理事会へ上程、承認を得て実行する。

1. 常任委員会の活動計画

1-1. 事業目的

本委員会は、協会活動及び運営に関する重要案件について、課題を協議し、各委員会の報告を審査し、理事会に上程する。また、協会運営に関する事業計画、事業予算、広報・情報提供により円滑な運営、及び信頼される協会への活動を推進する。

なお、委員は、副会長・各委員会委員長・専務理事により構成する。

(業務分掌)

- ①中長期事業計画の企画・策定に関する業務
- ②単年度事業計画の企画・策定に関する業務
- ③新規取組事業の企画に関する業務
- ④協会運営(人事、組織、費用、規程類)に関する業務
- ⑤協会行事(総会、理事会)の運営に関する業務
- ⑥関係官庁・他団体との連携に関する業務
- ⑦表彰に関する業務
- ⑧会員向け保険に関する業務
- ⑨その他協会全般に係る事項に関する業務

【活動具体策】

1-2. 今後の協会のあり方について

LPガスの安全・安心の確保のための活動のみならず、水素やアンモニア利用の動向も含め、幅広い視野で、カーボンニュートラルが推進される社会の姿を見据えて「JLPA」が出来ることの調査・検討を行う。

1-3. 産業別高齢者雇用推進事業の実施について（新規）

独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構(JEED)より委託を受け、「LPガス業高齢者雇用推進事業」として、会員企業を中心とした雇用問題の状況をアンケートやヒアリング調査で明確化し、高齢者雇用の促進におけるガイドブックの作成やセミナー実施により雇用問題改善のための事業を行う。
(委託期間:2027 年 3 月まで)

2. 事業開発委員会の活動計画

2-1. 事業目的

当委員会は、高圧ガス設備の保安・保全の担い手として、ガス体エネルギー業界の技術力向上と、「自主保安」意識の浸透を図り、高圧ガスプラントの無事故を目指す。地味で愚直な活動を通じて、業界の保安向上に貢献する企画を立案・実施する。

特に教育分野においては、気軽に参加できる講習会を目指し、幅広い層の方々に受講いただける環境づくりに務める。LPガスプラント設備の経年劣化や管理不良に起因する事故防止に向け、「業界自主基準の周知・徹底」を図り、関係者を支援することで、「LPガス施設の保安・保全の充実・強化」に貢献する。

【活動具体策】

2-2. 保安啓発事業

- (1) 協会及び高圧ガス消費事業者全体の技術力向上及び「自主保安」意識の浸透を図り、関係事業者、団体、行政から信頼を得られる活動を推進する。
- (2) 従来の保安講習会・バルクセミナーを見直し、「受講対象者」を明確にした講義を実施する。
- (3) LPガス及びガス体エネルギーの将来像や、新エネ・省エネへの方向性、スマート保安、保安業務、日常保守・点検業務、BCP対策で困っている問題解決の糸口となる講習テーマを取り上げ、将来的な保安技術情報を戦略的に盛り込む。
- (4) 講習内容の伝え方について、わかりやすく受講者が興味を持てるよう創意工夫する。
- (5) eラーニングシステムを活用し、オンデマンド配信形式の講習会開催方法を取り入れる。受講者の利便性を図るとともに、受講履歴を企業側で把握出来るようにし、社内教育の支援に寄与する。
- (6) 幅広い層の方々に受講いただくため、「会員紹介」を検討する。

※対象者別の講習会

- (1) 製造事業者向け（対象：充填所 全国約1、900件、LPガススタンド1、600件。簡易スタンド含む）
LPガス製造事業所向け「保安講習会」(第一種製造者)
;保安レベルの向上を目的とし、保安管理技術や事例研究を今後の指針となる方向性を発見する機会を提供する。
- (2) 工業用消費事業者向け（対象：全国約1、600件）
LPガス工業用消費事業者向け「保安講習会」(特定高圧ガス消費者)
;保安レベルの向上を目的とし、保安管理技術や事例研究を今後の指針となる方向性を発見する機会を提供する。
- (3) LPガス業界の新人向け（販売事業者・検査事業者・機器メーカー他）（新規）
LPガスプラント保安教育講習会(仮称)
;高圧ガス保安法を基に、LPガスに関する関係法令や技術基準など、LPガスプラントに関連する「基礎知識」の習得を目的とする。

※LPガスバルク供給のためのセミナーは新たに情報提供が出来るまで中断する。

2-3. 教育事業

高圧ガスプラントの無事故を目指し、保安知識の継承及び人材育成を目的として、高圧ガス保安に必要な学識やスキル・技能を定期的かつ親身な指導により再認識する機会として広めていく。

(1) 非破壊資格講習の実施

- ・非破壊試験技術者資格試験に対応した、受験資格の一つの条件である訓練用シラバス対応講習会及び実技講習会を開催する。
- ・現在実施している講習会の、オンデマンド配信形式による開催方法について検討を行う。

(2) 高圧ガスプラント検査技術講習会の実施

- ・高圧ガスの保守・保全における「プラント検査」の基礎知識の習得を目的とし、検査事業者の検査員及び「保安係員」のプラント検査に関する知識を深めることに適した講習会として、「高圧ガスプラント検

査技術講習会(A種・検査員資格新規)」を開催する。また、講習会の開催回数及び講習会の有効期限など、講習会制度の見直しが必要になるため、検討を行う。

2-4. 講習会実施日程

(1) 製造事業者向け

講習会名称	開催方法	開催日
LPガス製造事業所向け 「保安講習会」(第一種製造者)	web講習会	7月予定

(2) 工業用消費事業者向け

講習会名称	開催方法	開催日
LPガス工業用消費事業者向け 「保安講習会」(特定高圧ガス消費者)	web講習会	9月予定

(3) LPガス業界の新人向け

講習会名称	開催方法	開催日
LPガスプラント保安教育講習会	web講習会	8月予定

(4) 検査員向け・保安係員向け

講習会名称	開催方法	開催日
高圧ガスプラント検査技術講習会 (A種・検査員資格 新規)	web講習会	2026年2月、他 (開催間隔を検討)
高圧ガスプラント検査技術講習会 (A種・検査員資格 更新)	web講習会	12月、他

(5) 非破壊試験技術者資格受験者向け

講習会名称	開催場所	開催日
実技講習会 (レベル1、レベル2)	川崎	4月15日(火)
訓練用シラバス対応講習会 (レベル1)(講義・実習)	川崎	6月16日(月)～20日(金)
実技講習会 (レベル1、レベル2)	川崎	7月16日(水)
実技講習会 (レベル1、レベル2)	川崎	10月15日(水)
訓練用シラバス対応講習会 (レベル2)(講義・実習)	川崎	12月8日(月)～12日(金)
実技講習会 (レベル1、レベル2)	川崎	2026年 1月14日(水)

3. 広報委員会の活動計画

3-1. 事業目的

当委員会は、会員、各委員会、部会が当委員会の活動・機能を積極的に活用して、共に将来のエネルギー社会、会員各社の事業の姿を考えられる有益な情報を発信することにより、会員各社・LP ガス業界の「未来像」構築に貢献することをめざす。地味で愚直な活動を伝えることで保安に貢献できる広報活動を推進する。2025 年度は、以下の事業を実施する。

【活動具体策】

3-2. 機関誌「LP ガスプラント」の継続した改良

- ① 以下のような興味を引く記事に関係委員会、部会及び関係団体の協力を得て検討のうえ掲載する。

【記事企画(前年度からの継続を含む)】

- ・2023 年度から開始した新連載シリーズは、2025 年新年号で 8 回の掲載となるが、寄稿を引続き募り掲載する。
- ・当協会表彰者による受賞感想文の掲載を継続する。
- ・各委員会及び部会の活動報告として講習会、非破壊試験情報、不具合報告などの活動報告を引続き掲載する。
- ・2023 年度から開始した「エネルギー関連団体ご案内」を引続き掲載する。
- ・JLPA ホームページ更新情報(プレスリリース、不具合収集結果など)
- ・カーボンニュートラル関連情報を新規に掲載する。

【企画案(他委員会の協力と承認を必要とする)】

- ・ガスプラント非破壊試験技術者資格 試験合格者の受験体験記(初回受験者、未合格者にエールを送るような)
 - ・既実施講習会の題材を基にした記事(好評な講義を誌面転載化)
- ② 協会活動を周知するため、大規模充填所への機関誌(秋季号)の配布を昨年度に引継ぎ実施する。
- ③ 2024 年問題による運送業界の労働条件改革と物価の急激なインフレは、諸費用の値上げとなってデフレに慣れた我々に思考の転換を迫っている。機関誌作成費用や送料も例外ではなくなっている。送料を含め価格の改訂時期を引続き検討し実施する。
- ④ 協賛広告の維持継続だけでなく新規獲得も試みると同時に制作費用や送料の低減も考慮する。また発行数の増加も志向する。

3-3. JLPAホームページの改良と充実

- ① 2024 年度はセキュリティの高度化とユーザビリティの向上を志向した大規模改良を実施した。2025 年度は改良後の保守を主体とした改良を実施する。
- ② 過去の講習会資料など協会が保有する膨大な「動画」等の情報資産を活用し、公開範囲及び公開方法を検討のうえ公開する。
- ③ 一般向けページの「各種情報」に 2023 年からの新シリーズ記事を引き続き転載する。2023 年度から機関誌に掲載の「エネルギー関係団体ご案内」も掲載する。
- ④ 各委員会に当委員会を積極的に活用して頂き、各委員会からの情報を公開範囲と公開方法を検討のうえ公開する。

3-4. プレスリリースの実施

各委員会、部会の協力を得て、JLPA内の有益な埋もれている情報を発掘し記者発表などで発信する。
(例として、基準の改訂情報他)

4. 技術委員会の活動計画

4-1. 事業目的

本委員会は、JLPA事業活動の中において「基準・指針の制定・改編事業」、「保安啓発事業」、「新エネルギーへの取組」の具体策を立案、具現化することにより「頼られるJLPA」「魅力あるJLPA」を目指す。

【活動具体策】

4-2. JLPA 基準等の見直し

2024 年度に続き以下の JLPA 基準の見直しを実施し、見直しを完了させる。

- ① JLPA101 工業用消費設備基準
- ② JLPA102 スタンド基準
- ③ JLPA206 バルブ基準
- ④ JLPA208 ストレーナ基準
- ⑤ JLPA209 金属フレキシブルチューブ
- ⑥ JLPA301 計装基準
- ⑦ JLPA302 電気基準

4-3. アンモニアタンクローリ基準作成について(新規)

新規に「アンモニアタンクローリ基準作成 WG」を設置し、(一社)クリーン燃料アンモニア協会と共にアンモニアタンクローリの標準基準を作成し、JLPA 基準化を図る。

4-4. 「JIS B8242 液化石油ガス(LP ガス用) 横置円筒型貯槽-構造」の改正について (新規)

新規に「JIS B8242 改正 WG」を設置し、JIS R3453 アスベストジョイントシート」が廃止されることにより、2025 年が5年毎の JIS 定期見直し時期となることから、JIS B8242 の改正検討を行う。

4-5. バルク供給 WG

- (1) 「バルク貯槽及び附属機器の維持管理指針」の見直し
 - 標記指針の最終版を作成する。
- (2) バルク供給に係る指針の見直し
 - 次の指針の見直しを行う。
 - ① バルク貯槽及び附属機器等の保全マニュアル
 - ② バルク貯槽用安全弁の検査及び交換要領
- (3) バルク貯槽の20年告示検査数等の情報収集方法等の検討を行う。
- (4) 高圧ガス保安協会に設備試験等について WG 内で意見交換を行う。
- (5) 液化石油ガス法、高圧ガス保安法等の法改正動向を把握し周知する。

4-6. 蒸発器 WG

- (1) 「LP ガス消費型蒸発器維持管理指針」の見直し
- (2) 「JLPA213 調整器基準」の見直し
※(1)(2)により蒸発器に係る JLPA 基準・指針の見直しは完了となる。
- (3) 「液化石油ガスバルク供給用附属機器（蒸発器）生産数量(2024 年度分)」の集計
○ 2025 年 7 月に集計を行い機関誌秋季号、及び JLPA HP に掲載する。
- (4) 蒸発器の維持管理に係るユーザー提案ツールについて
○ 蒸発器に係る不具合情報の収集を行う。
- (5) 「消費型蒸発器型式認定マニュアル」（KHK 内規）の改訂検討
○ 標記マニュアルについて KHK と意見交換を行う。

4-7. 行政・関係団体への参画（技術委員会関係）

経済産業省、高圧ガス保安協会、日本LPガス団体協議会へ参画し、JLPAからの提言、及び情報収集を行う。

- (1) 経済産業省：高圧ガス小委員会（石井 技術担当副会長）
- (2) 高圧ガス保安協会：液化石油ガス規格委員会（山ノ上委員（富士工器㈱））
- (3) 日本 LP ガス団体協議会 保安委員会（中東氏（I・T・O㈱）、根木（事務局））
- (4) 経済産業省委託による高圧ガス保安協会主催の委員会等への委員派遣依頼に対する対応

【委員会等開催予定】

- (1) 技術委員会（2 回／年 9 月、2026 年 2 月）
- (2) バルク供給 WG（4 回／年 5、7、11 月、2026 年 2 月）
- (3) 蒸発器 WG（4 回／年 5、7、11 月、2026 年 2 月）
- (4) アンモニアタンクローリ基準作成 WG（仮称）【新規】（4 回／年（予定））
- (5) JIS B8242 改正 WG（仮称）【新規】（4 回／年（予定））

5. 検査事業者委員会活動計画

5-1. 事業目的

本委員会は、検査事業をととして、高圧ガス事業所の事故撲滅、施設の安全と保安確保を目指し、保守・保全に係る検査技術の向上と強化に努め、検査事業者の社会的役割・重要性の認知と存在意識を高めるとともに、次世代の検査技術者の育成と検査技術の継承を推進し、より一層「頼られるJLPA」を目指し活動していく。

5-2. 事業方針

当委員会は、保守検査、定期自主検査及び設備のメンテナンスを通じて、高圧ガス設備（高圧ガス製造事業所等）の保守、保全に大きく寄与する検査事業者として、事業方針を次のとおりとして活動していく。

- ① 検査技術者の技術向上と技術継承及び人材育成に努める。
- ② 検査事業に係る関連行政との連携等広報活動の充実に努める。
- ③ 検査事業者相互の情報交換を活発化し総合的に検査技術の向上に努める。
- ④ 検査時の不具合情報を取りまとめ発信し保安啓発に努める。
- ⑤ 高圧ガス保安協会との意思疎通に努める。
- ⑥ 高圧ガス事故情報を共有し、事故撲滅に努める。

5-3. 活動の具体策

(1) 広報活動

① 関連行政への広報

- 1) 毎年、都道府県が実施する保安指針に係る説明会への出席を兼ね、当委員会活動の広報に努める。
- 2) 各地区ブロック会開催時期に合わせ、可能な限り、ブロック会開催地区行政の保安担当部署に出向き、当委員会活動の説明と、ブロック会への出席を依頼するなど広報に努める。
- 3) 関連行政に対し、委員会が行う保守検査時の不具合収集活動に係るアンケートを継続し、委員会活動の広報に努める。
- 4) 高圧ガス保安協会(KHK)認定検査事業者が、当委員会所属事業所の大半を占めていることを背景に、KHKとともに本制度の高圧ガス保安関連行政担当部への広報に努める。

② 関連協会等への広報

- 1) 高圧ガス製造事業所等における保守検査時の不具合集計結果の配信など、保守・保全に係る広報活動に努める。
- 2) 高圧ガス製造事業所等の保安の確保を目的に、積極的に検査方法及び検査項目の技術的背景に係る情報発信に努める。

(2) 検査事業者相互の連携

検査事業者相互の情報交換を活発化し総合的に検査技術の向上に努める。

(3) 高圧ガス保安協会との連携（意見交換会の実施）

高圧ガス保安協会と当委員会との交流の場として、意見交換会を行う。

(4) 検査技術者の技術向上に係る活動

検査技術者の技術向上を目的に次の活動を行う。

- 1) 定期的に講習会・研修会・視察を実施し検査技術者の技術向上と人材育成に努める。
- 2) C検査員意見交換会を開催し検査技術者の相互理解に努める。

(5) 高圧ガス事故情報の共有

高圧ガス保安協会が広報する高圧ガス事故情報及び検査事業者が収集し報告する事故情報を共有し、高圧ガス事業所に係る検査業務に反映する。

5-4. 会議の開催(委員会、部会、ワーキング)

委員会・部会・行事	回	開催日
全国大会	第 45 回	2026 年 3 月(予定) 大田区産業プラザ(東京大田区)
検査事業者委員会 諮問会議	第 1 回	2025 年 5 月(予定)(Web)
	第 2 回	2025 年 11 月 17 日(月)(予定)(対面)
	第 3 回	2026 年 2 月(予定)(Web)
検査事業者委員会 調整会議	第 1 回	2025 年 9 月 4 日(木)(予定)(Web)
	第 2 回	2026 年 2 月 6 日(金)(予定)(Web)

タンクローリ検査部会	第1回	2025年4月(Web)
	第2回	2025年9月(予定)(Web)
	第3回	2026年1月(予定)(Web)
検査問題調査対策部会	第1回	2025年6月(予定)(Web)
	第2回	2025年8月(予定)(対面)
	第3回	2026年1月(予定)(Web)
地区ブロック会(会議・研修会等) (北海道、東北、関東甲信越、中部 関西、中国・四国、九州)	春季	2025年4月～6月
	秋季・冬季	2025年11月～2026年2月
大規模事業所を有する会社に向け 機関誌の送付と定期購読のご案内	—	2025年10月20日(火)発送予定
不具合収集に係る都道府県及び 政令指定都市へのアンケート	—	2025年10月20日(火)発送予定
C検査員意見交換会開催協議WG	第1回	2025年10月(予定)(Web)
C種検査員意見交換会		2026年2月12日(木)(予定) 大田区産業プラザ(東京大田区)

5-5. 検査基準類の改正

2024年度に引き続き、LPガスプラント検査基準(JLPA501 2005年版)及びLPガスプラント検査技術者必携の改正を継続する。

5-6 各地区ブロック会の開催

検査事業者委員会に所属する検査事業者は、地区(北海道、東北、関東甲信越、中部、関西、中国四国及び九州)毎にブロック会を設置し、情報交換及び懇親を目的として活動を行っており、2025年度も引き続き次のとおり活動する。

- (1) 総会：活動報告及び活動計画について協議する。
- (2) 研修等：検査実務者のための研修を行う

5-7. 部会活動

(1) タンクローリ検査部会

(KHK認定 液化石油ガスタンクローリ検査事業者12事業者を中心に構成)

- ① 2025年度は、3回の部会を計画する。
- ② LPガスタンクローリ事故防止委員会(KHKに事務局を置く)への委員派遣。

2024年度も引き続き委員(2名)を派遣し、同委員会活動に協力する。

- 1) 手順書「LPガスタンクローリ点検要領」作成及び訂正への提言を行いLPガスタンクローリの事故防止に寄与する。
- 2) 毎年8月、9月に開催の、LPガスタンクローリ一斉点検に係る、運行管理者・点検者からの質問への回答を行っていく。
- 3) LPガスタンクローリ一斉点検に係るビデオ制作に意見具申及び協力を行う。

- ③ 2024年度に引き続き「LPガスタンクローリ容器再検査(精密検査)時の不具合収集」を実施する。

(2) 検査問題調査対策部会

- ① 2025 年度は、3 回の部会を予定する。
- ② 2024 年度に実施した保守検査時の不具合データおよび不具合写真を収集し、解説記事等とともに機関誌「LP ガスプラント」（秋季号(10 月発刊)）に掲載する。不具合収集区分は次のとおり。
 - 1) LPG 定置式プラント貯槽開放検査(精密検査)時の不具合収集
 - 2) LPG 定置式プラント普通検査時の不具合収集
 - 3) LPG 充てん設備・移動式製造設備の保守点検時の不具合収集
 - 4) LP ガスタンクローリ容器再検査(精密検査)時の不具合収集
- ③ 引き続き、不具合収集活動等に係る行政へのアンケートを実施する。
- ④ 2025 年度保守検査時の不具合収集を実施する。
- ⑤ 希望者に対し、不具合収集結果の外部発信
「～ あなたも、メールで受けとってみませんか～」を継続する。

6. 非破壊試験技術者認証委員会の活動計画

6-1. 事業目的

非破壊試験技術者認証事業(以下、「認証事業」という。)は JIS Z2305:2013(非破壊試験技術者に資格及び認証)に基づく非破壊試験技術者資格試験、認証(登録)の実施、及び JIS Q17024:2012(適合性評価一要員の認証を実施する機関に対する一般要求事項)に基づく認証事業業務の実施により平準化された制度、及び公平・中立の立場で行うことを目的とする。

6-2. 活動の具体策

(1) 非破壊試験技術者資格試験

下表の日程で非破壊試験技術者資格試験を実施する。

① 新規認証試験（2 回／年）

試験種別	回数	試験日	試験内容
新規認証試験 新規認証再試験	1回	4 月 16 日(水)	実技試験
		17 日(木)	筆記試験(一般試験、専門試験)
	2回	10 月 16 日(木)	実技試験
		17 日(金)	筆記試験(一般試験、専門試験)

② 再認証試験（4 回／年）

試験種別	回数	試験日	試験内容
再認証試験 再認証再試験	1回	4 月 16 日(水)	実技試験
	2回	7 月 17 日(木)	
	3回	10 月 16 日(木)	
	4回	2026 年 1 月 15 日(木)	

(2) 非破壊試験技術者資格認証(登録)

下表の資格証明書の発行を実施する。

資 格 種 類		資格証明書発行年月日	
レベル1	極間法磁気探傷試験 (MY-1)	2025 年 10 月 1 日	2026 年 4 月 1 日
	溶剤除去性浸透探傷試験(PD-1)		
	超音波厚さ測定(UM-1)		
レベル2	極間法磁気探傷試験 (MY-2)		
	溶剤除去性浸透探傷試験(PD-2)		

(3) 非破壊試験技術者認証業務に係わる委員会活動

① 認証委員会

年2回開催し、活動計画・実績検討・課題等の方向性の決定、及び認証事業の実施確認を内部監査、マネージメントレビューにて行う。

*開催予定;2025 年 9 月、2026 年 3 月

② 試験委員会

年4回開催し、試験の合否判定、及び試験制度の検討を行う。

*開催予定;2025 年 5 月、7 月、10 月、2026 年 1 月

③ 審査委員会

年4回開催し、認証(登録)に関わる審査を行い資格証明書の発行、及び認証(登録)制度の検討を行う。

*開催予定;2025 年 6 月、9 月、2026 年 1 月、3 月

④ 諮問委員会

年1回開催し、認証事業の実施状況を監査し、認証事業の遂行について諮問する。

*開催予定;2026 年 3 月

⑤ 異議申立・苦情処理委員会

認証事業について利害関係者より文書により異議申立が発生した場合に開催する。

IV. 関係官庁他団体との協力及び提言

関係官庁、団体等に委員を派遣する等、連携協力する。

1. 経済産業省関係

(1) 産業保安グループ

① 「産業構造審議会保安分科会高圧ガス小委員会」へのオブザーバーを派遣する。

② 高圧ガス保安室主催の都道府県保安担当者向け研修会への講師を派遣する。

(2) 経済産業省 中小企業庁

① 「中小企業等経営強化法」による税制支援措置に対する工業会証明書を発行する。

2. 特別民間法人 高圧ガス保安協会(KHK)関係

- ① 高圧ガス保安協会の運営に対し、評議員として参画する。
- ② 技術委員会の各委員会への委員を派遣する。
- ③ LPガス安全委員会への委員を派遣する。
- ④ LPガスタンクローリ事故防止委員会に対し委員を派遣する。

3. 日本LPガス団体協議会関係

- ① 理事会及び各委員会（政策、需要開発、保安）への委員を派遣する。

4. 一般財団法人エルピーガス振興センター関係

- ① 理事として参画する。
- ② 災害バルク対応等の補助事業に関し、委員を派遣し協力を行う。

5. 一般社団法人日本非破壊検査協会関係

- ① 非破壊検査技術者資格の相互認証関係にある一般社団法人日本非破壊検査協会の諮問委員会及び試験基準委員会に対し委員を派遣し、当協会の意見を具申する。

6. その他業界団体・協会関係

- ① 情報共有を行うとともに、要請に応じて講習会への講師派遣や情報誌への寄稿協力を行う。
- ② ガス体エネルギーの、エネルギー間競争力や環境性向上の取り組み活動に積極的に協力し、相互シナジー効果を発揮させる。

協会組織図

